

最近のフィリピン外為規制の動向

研究員 橋本 将司

フィリピンが今年6月以降、外為規制強化策を打ち出している。同国は、通貨危機後や2000年後半のエストラダ政権の信任低下に伴うフィリピン・ペソ下落局面においても、フィリピン・ペソ防衛策として外為規制の強化策を導入して来た。即ち、銀行の為替ポジションの規制強化等投機的行動を制限する措置を導入し、また、それまで中央銀行の規制の対象外であった、銀行の外為取引子会社・関連会社である **Forex Corporation** に対して新たに規制・モニタリング制度を導入した。今回の新たな規制導入の背景には今年1月のアロヨ新大統領就任以降も一向に回復しないペソ相場の動向がある。経済通としても知られる同大統領が就任した当初はその政策手腕を期待し、ペソの対米ドル相場もエストラダ政権末期の水準から一時反転上昇した。しかし、その後のミンダナオでのイスラム過激派アブサヤフの誘拐事件による治安の悪化、米国経済落ち込みの影響を受けた景気後退懸念やアルゼンチン・トルコ等のエマージングマーケット諸国における債務危機発生の影響から、ペソ相場は一時1米ドル=53~54ペソ台まで下落した。これを受けて、中央銀行は新たな対応策を実施した。即ち、米連銀が今年これまでに行った7回の利下げのうち、最初の5回はこれに追随したが、6月27日、8月21日の利下げには追随せず政策金利を据え置いた。また、7、8月には2度にわたりペソ建預金の預金準備率の引き上げを行いペソ相場の梃子入れを行った。加えて、6月以降、新たな外為規制・モニタリングの強化を実施した。主なものは次の通りである。

- (1)銀行の子会社・関連会社である **Forex Corporation** の外国為替取引内容について報告義務を強化した。(毎週当局宛報告義務付け。)
- (2)銀行、及び銀行・ノンバンク等の子会社・関連会社である **Forex Corporation** について、取引証拠書類の提出が不要な外国為替販売額の上限額をそれまでの US\$10,000 相当から US\$5,000 相当に引き下げた。
- (3)外為取引規制違反銀行に対する罰金を 30,000 ペソから 300,000 ペソへ引き上げ、違反の程度に応じて **Bank Officer** を解任させる等、罰則規定を強化した。(但し、罰金の引き上げには中央銀行法の変更が今後必要。)

実際に、8月には外銀3行を含む9行が外国為替販売の際の取引証拠書類の徴求義務を怠った等の外為取引規制違反により中銀の摘発を受けた。一方銀行協会は、8月1日の中央銀行・各銀行のCEO・外銀の支店長等を交えた会合において、外国為替の買持高を自主的に現状の規制による上限額の半分とすることを決定した。

アロヨ大統領は今年8月にマレーシアのマハティール首相を訪問した際に、資本取引規制・固定相場制の導入をほのめかす発言を行った。ペソ相場下落の食い止めに睨んだものと考えられるが、フィリピンは他のアジア諸国と比較して国内貯蓄率は低く、海外資本の導入無しには経済成長の道筋を描くのは難しい。財務大臣もその後資本取引規制導入の可能性を否定する発言を行っている。大統領が、為替管理の大幅強化と固定相場制導入を契機に金融緩和を実施したマレーシアの例を意識している可能性はあるが、海外資本の流入に大きな影響が出かねない資本規制の導入は、フィリピンについては実現性は低いのではないかと。

幸い一連の措置が導入された後、8月下旬時点には1米ドル=50~51ペソに回復し下落トレンドには一先ず歯止めがかかったが、今後追加的な対応が必要となる局面も考えられよう。

[フィリピン・ペソの対米ドル相場の推移]



(SOURCE : DATA STREAM)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2001 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>